

WIPO ADR による 知的財産・技術紛争解決

裁判外紛争処理による速やかな解決に向けて



WIPO | ADR

Arbitration
and Mediation
Center

知的財産 (IP) は今日の知識経済の中核を成すものであり、経営戦略の一環として知的財産を有効に活用することの重要性が高まっています。しかし、知的財産をめぐる紛争が知的財産戦略の足かせとなることがあります。知的財産紛争は、時には企業の資産価値を大きく損ねる結果をもたらします。

綿密な契約書を用いることで紛争リスクをある程度抑えることはできますが、それでも紛争はときおり発生してしまうものです。したがって、紛争が発生してしまった場合に、これを効率的に管理・処理することが鍵になります。このためには、紛争を解決する手段としてどのような選択肢があるか、当事者として熟知している必要があります。

知的財産紛争は裁判で処理することもできますが、昨今は、調停や仲裁あるいはその他の裁判外紛争処理 (ADR) 手段を利用するケースが増えてきています。

ADR は知的財産紛争に総じて適した紛争処理手段で、特に裁判管轄が異なる当事者間の紛争処理に有用です。

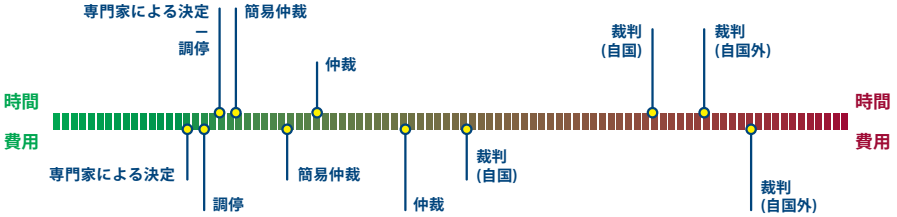
また、ADR では、当事者が紛争解決の過程をより積極的にコントロールすることができます。

紛争当事者は、ADR を効果的に活用することで、紛争処理にかかる時間と費用を節減することができます。また ADR の手続は当事者間の合意に基づいたものであるため、より円滑な処理が可能なおうえ、紛争当事者間の関係を良好に保ち、紛争解決後のビジネス関係展開や継続また発展の可能性を残すことができます。

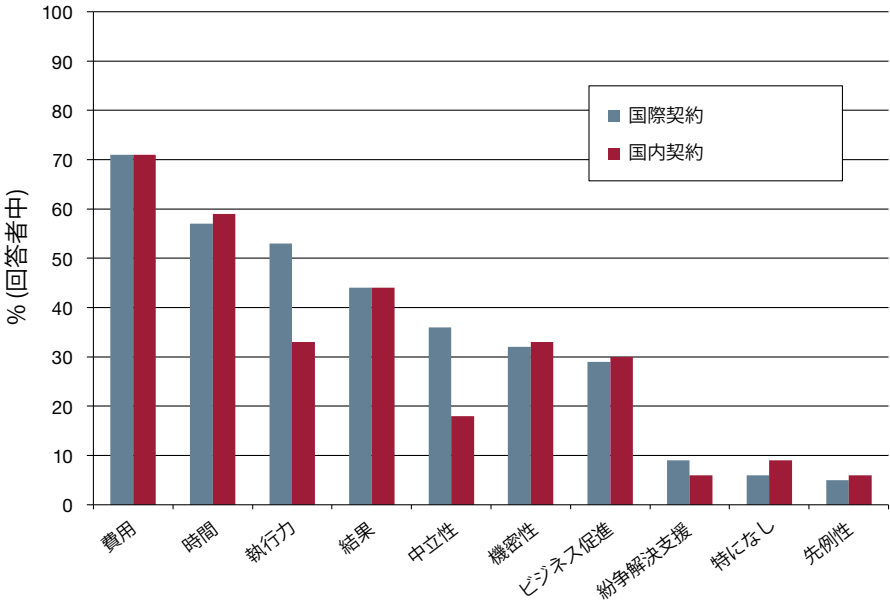
裁判と ADR の比較

	裁判	仲裁	調停
当事者の合意により 手続が開始	×	✓	✓
専門的な知識を備えた 中立者を選任すること が可能	×	✓	✓
中立者が決定権限を有す	✓	✓	×
機密性がある	×	✓	✓
国境を越えた紛争を 効率的に処理できる	×	✓	✓
当事者の希望に沿った 手続に仕立てることが 可能	×	✓	✓
上訴あり	✓	限定的	該当せず
国境を越えた執行力を 伴う	限定的	✓	該当せず

知的財産紛争処理



紛争処理条項における優先事項上位 10 項目



出典: 技術取引における紛争処理に関する国際調査 (WIPO)

ADR のニーズ

知的財産紛争の裁判による処理は
多額の費用がかかる

効率のよい紛争処理手段へのニーズ

知的財産の創造と使用の国際化が
進んでいる

国境を越えた解決策と
単一手続へのニーズ

知的財産は技術性・専門性が高い

専門知識を備えた中立者へのニーズ

知的財産は寿命や市場サイクルが
短い

迅速な手続へのニーズ

知的財産は機密性が高い

秘密を保護できる手続へのニーズ

知的財産の創造と商業化には、
複数の関係者が関わることが多い

当事者間の関係を損わずに紛争
を解決できる仕組みへのニーズ

WIPO 仲裁調停センター

スイスのジュネーブとシンガポールにある世界知的所有権機関仲裁調停センター(WIPO 仲裁調停センター)は、国内で、または国境を越えて発生する商事紛争を、当事者が調停や仲裁などの裁判外紛争処理(ADR)手段によって円滑に解決するための手続を提供しています。WIPO 仲裁調停センターは、知的財産や技術に関する紛争を専門的に取り扱う国際機関です。特に、紛争処理手続にかかる時間と費用の節減に注力しています。

WIPO 規則と中立者

WIPO 調停規則、仲裁規則、簡易仲裁規則および専門家による決定規則は、一般的にすべての商事紛争に適した規則であり、かつ、機密性や技術的証拠に関する規定など、知的財産紛争に特有のニーズに対応する規定を含んでいます。紛争の当事者は、知的財産とADRに特化した、世界各国の中立的な立場の調停人、仲裁人、専門家を多数網羅した名簿を利用できます。

Photo: WIPO



WIPO 本部
(スイス・ジュネーブ)

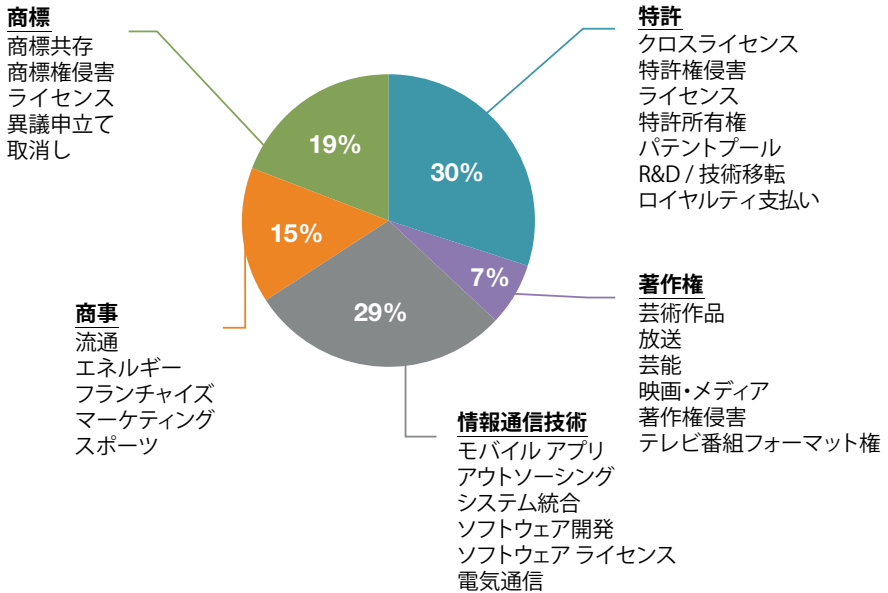
Photo: Maxwell Chambers



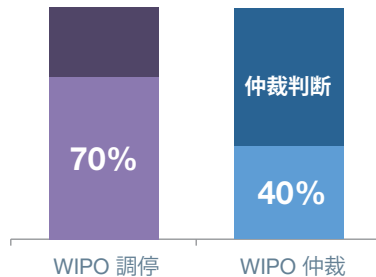
WIPO 仲裁調停センター支部
(マックスウェル・チェンバース、シンガポール)

WIPO 取り扱い事例

紛争の分野



和解率



WIPO ADR 手続

調停 (Mediation)

調停は、当事者の合意に基づいて、中立的な第三者である調停人の仲介により、当事者双方の利益に沿った和解成立を目指す非拘束的な手続です。

調停人が強制力を伴った判断を下すことはなく、和解合意書は契約としての法的拘束力を持ちます。

調停合意書が存在しない場合において、紛争の一方当事者が WIPO 調停手続への付託を提案したいときは、一方的な申立書を WIPO センターおよび相手当事者に対して提出することが可能です。

また、調停手続は、裁判手続や合意に基づく仲裁手続の併用を妨ぐものではありません。

仲裁 (Arbitration)

仲裁は、当事者の合意により、当事者によって選任された単独または複数の仲裁人に紛争解決を委ねる手続です。当事者双方の権利義務について仲裁廷が下す仲裁判断には拘束力と最終性(上訴なし)があり、仲裁法に基づいて執行が可能です。

訴訟に代わる私的な紛争解決手段である仲裁では、通常、最終後に裁判手続に進むことはできません。

簡易仲裁 (Expedited Arbitration)

簡易仲裁は、短期間・低コストな簡易手続による仲裁です。

簡易仲裁の仲裁廷は、通常、単独の仲裁人で構成されます。

専門家による決定 (Expert Determination)

専門家による決定は、当事者の合意により、特定の付託事項 (例えば技術的な論点など) についての判断を単独または複数の専門家 の決定に委ねる手続です。

当事者間の合意により、この決定に拘束力をもたせることができます。

ドメイン名 (Domain Names)

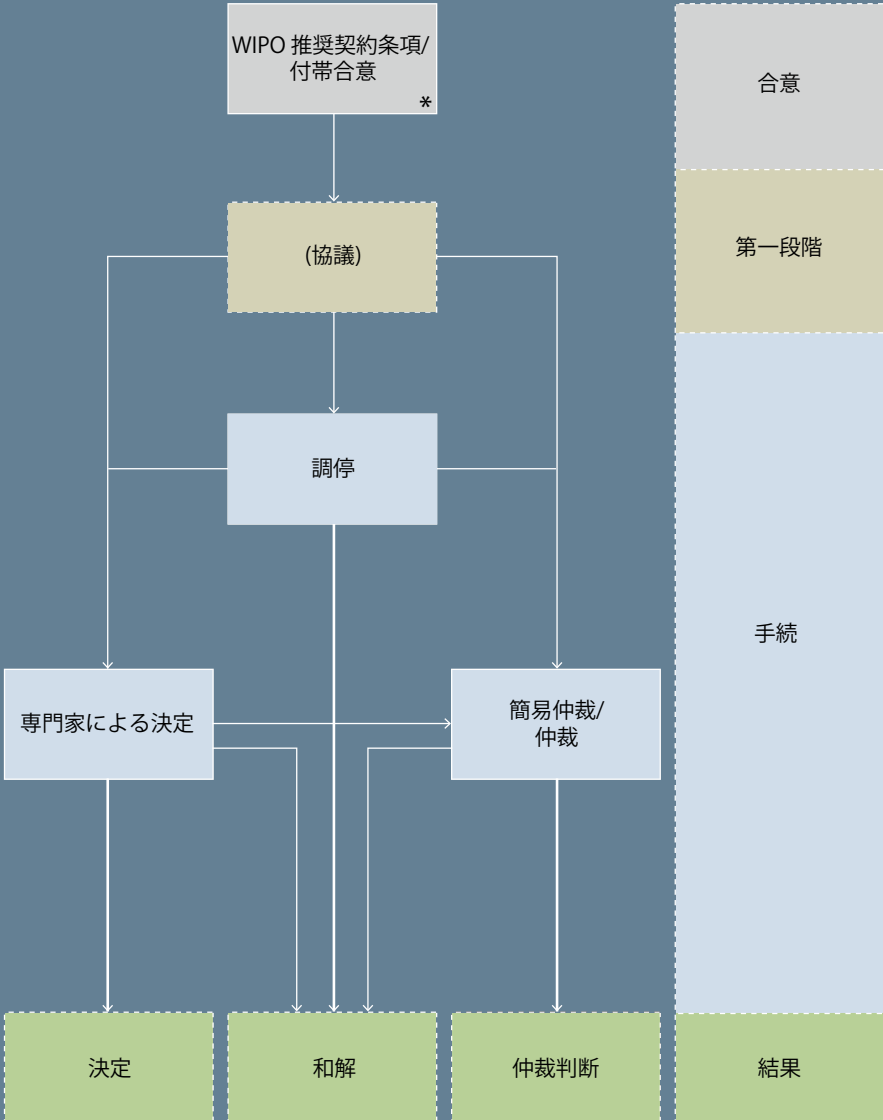
また WIPO 仲裁調停センターでは、不正な目的でのドメイン名登録・使用 (いわゆる「サイバースクワッシング」) に関する紛争のための専用手続を商標権者のために用意しています。

センターは、WIPO の勧告により策定されたドメイン名紛争統一処理方針 (UDRP) に基づく紛争処理における世界の主要な紛争処理機関とされています。

この手続を利用する当事者は、WIPO が提供する書式例に加えて、WIPO Legal Index (裁定集) や WIPO Jurisprudential Overview (UDRP の論点に関する見解) などのリソースを使って申立ての準備を進めることができます。

WIPO ドメイン名紛争処理サービスについては、WIPO ウェブサイトをご覧ください。
www.wipo.int/amc/en/domains/

契約条項から ADR 終結までの流れ



* 合意書が存在しない場合において、紛争の一方当事者が WIPO 調停手続または WIPO 専門家による決定手続への付託を提案したいときは、一方的な申立書を WIPO センターおよび相手当事者に対して提出することが可能です。

WIPO 仲裁調停センターの役割

WIPO 仲裁調停センターは、知的財産紛争を迅速に、高い費用対効果で解決するためのサービスを提供します。活動内容は以下のとおりです。

- ✓ 紛争処理の WIPO ADR 手続への付託を支援します。
- ✓ WIPO 仲裁調停センターの名簿を使って、専門知識を備えた調停人、仲裁人および専門家の選出を支援します。
- ✓ 当事者および中立者との協議をもとに、中立者の手数料の金額を設定し、紛争処理の金銭面に関する事務手続を行います。
- ✓ 当事者双方と中立者と連携をとり、円滑なコミュニケーションと効率の良い手続を実現します。
- ✓ 会合や審問のための会場の提供など、さまざまな支援サービスを手配します。

WIPO ADR サービスの特長

WIPO 仲裁調停センターが提供する ADR サービスは、世界中の多国籍企業や中小企業、研究開発機関、大学等に利用されています。また、各国の特許官庁やその他の知的財産関係者と共同で、さまざまな手続の調整も行っています。



WIPO 推奨契約条項 (ADR)

WIPO では、WIPO 仲裁調停センターが提供する調停、仲裁、専門家による決定、およびそれらの併用手続に則した推奨契約条項を用意しています。以下は、よく使われる併用手続条項の一例です。

〔簡易〕 仲裁併用調停

「本契約および本契約の今後の改訂の下で、あるいはこれらに起因ないし関連して生ずる、あらゆる紛争、論争ないし請求（契約の成立、効力、拘束力、解釈、履行、違反、解除、ならびに契約外の請求を含み、これらに限定されない）は、WIPO調停規則による調停に付託されるものとする。調停地は〔場所を記述〕¹とする。調停において使用される言語は〔言語を記述〕²とする。

当該紛争、論争ないし請求が調停開始後 [60] [90] 日間の調停の結果として解決に至らない場合³、かつその限りにおいて、いずれか一方の当事者が仲裁申立書を提出することにより、当該紛争、論争ないし請求は WIPO〔簡易〕仲裁規則による仲裁に付託され、かつその仲裁によって最終的に解決されるものとする⁴。また、上記の [60] [90] 日の期間満了前であっても、一方当事者が当初より、あるいは途中から調停に参加しない場合、当該紛争、論争ないし請求は、相手方当事者が仲裁申立書を提出することにより WIPO〔簡易〕仲裁規則による仲裁に付託され、かつその仲裁によって最終的に解決されるものとする。〔仲裁廷は〔単独の仲裁人〕⁵ [3名の仲裁人] によって構成されるものとする。〕仲裁地は〔場所を記述〕とする⁶。仲裁手続において使用される言語は〔言語を記述〕⁷とする。紛争、論争ないし請求は〔管轄を記述〕⁸の法律に従い決定されるものとする。」

WIPO 推奨契約条項 (ADR):

www.wipo.int/amc/ja/clauses

WIPO 推奨契約条項自動生成ツール「WIPO Clause Generator」:

www.wipo.int/amc-apps/clause-generator

注釈

1. 当事者は、調停手続が行われる場所を選ぶことができます。
- 2 & 7. 当事者は、手続で使用する言語を選ぶことができます。
3. 併用手続では、調停の期限を設定することにより、和解または合意に基づく仲裁への付託に向けて手続を進展させやすくなります。
4. 仲裁廷による仲裁判断は、当該紛争の最終的な判断となります。仲裁判断は、当事者に対する拘束力と、国境を越えた執行力をもちます。ただし、仲裁判断が下される前であれば、当事者の合意により和解を成立させることが可能です。
5. 仲裁人を単独にするか、3名にするかの決定は、紛争金額や紛争内容の複雑さと、コストや効率性を比較検討して行います。WIPO 簡易仲裁規則の下では、簡易仲裁の仲裁廷は単独の仲裁人で構成されます。
6. 仲裁地の選択により、暫定的保全措置や仲裁判断の執行力などに関して仲裁手続を司る法令が決まります。選択した仲裁地がどこであっても、仲裁当事者は、当事者、仲裁人、証人の都合によって世界のいずれの場所においても会合や審問を行うことができます。
8. 仲裁判断を司る実体法を決定することになるため、管轄を選択することが推奨されます。

手数料および費用

WIPO 仲裁調停センターでは、選任された中立者の手数料が適正であることを確実にするために、以下の枠組みを設けています。WIPO 仲裁調停センター手数料は、営利目的のものではありません。

WIPO 調停			
係争金額 \$250,000以下	実施手数料 \$250	調停人手数料 10時間の準備・調停あたりの指標レート	
\$250,000超	調停目的額の0.10%、但し、実施手数料は\$10,000を最高額とする	1時間あたり \$300以上、 \$600以下	1日あたり \$1,500以上、 \$3,500以下
WIPO 簡易仲裁 / WIPO 仲裁			
手数料の種別	係争金額	簡易仲裁	仲裁
登録手数料	係争金額に関わり無く	\$1,000	\$2,000
実施手数料	\$2,500,000 以下	\$1,000	\$2,000
	\$2,500,000 超、 \$10,000,000 以下	\$5,000	\$10,000
	\$10,000,000 超	\$5,000 + \$10,000,000 を超える額 の 0.05% 但し、実施手数料は \$15,000を最高額とする	\$10,000 + \$10,000,000 を超える額 の 0.05% 但し、実施手数料は \$25,000を最高額とする
仲裁人手数料	\$2,500,000 以下	\$20,000 (定額)	センターが当事者および 仲裁人との協議の上で決定
	\$2,500,000 超、 \$10,000,000 以下	\$40,000 (定額)	指標レート: 1時間あたり \$300以上、\$600以下
	\$10,000,000 超	センターが当事者および 仲裁人との協議の上で決定	

(金額はすべて米ドル表示)

一方または両当事者が、公表されているPCT出願（特許協力条約に基づく出願）の出願人または発明者である場合、ハーグ制度またはマドリッド制度に基づく国際登録の名義人である場合、あるいはWIPO GREENの技術提供者または技術希望者である場合、センターの登録手数料および実施手数料に25%の減額が適用される。

手数料計算ツール「WIPO Fee Calculator」：www.wipo.int/amc/en/calculator



世界知的財産権機関 (WIPO) は、知的財産に関連するサービス提供、方策の策定支援、情報提供、およびその他の支援活動を行う国際機関です。

WIPOは、革新と創造の促進を目的として、高い費用対効果を実現する効率的でスピーディなサービスを提供します。WIPOは、世界各国における発明、商標および意匠の保護支援のほか、ドメイン名を含む知的財産に関する紛争の解決支援を行っています。

WIPOに関する詳しい情報は、WIPO ウェブサイト (www.wipo.int) をご覧ください。

お問い合わせ先

WIPO Arbitration and Mediation Center (Geneva)

WIPO 仲裁調停センター (ジュネーブ)

34, chemin des Colombettes
CH-1211 Geneva 20
Switzerland

T + 41 22 338 82 47

F + 41 22 338 83 37

WIPO Japan Office (WJO)

WIPO 日本事務所 (WJO)

〒100-0013
東京都千代田区霞ヶ関1丁目4番2号
大同生命霞ヶ関ビル7階

T +81 3 5532 5030

F +81 3 5532 5031

www.wipo.int/amc
arbiter.mail@wipo.int

